

第8条 （人材紹介手数料）

応募者が甲に入社した場合、甲は、乙に対し、以下により算出される応募者の中から採用を決定した場合（以下「採用決定者」という。）は次の通りの報酬を支払うものとする。

正社員：理論年収（月例固定給と賞与の年間合計額）の30%および消費税

※ 月例固定給とは、基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他諸手当で算出する。

但し通勤手当や超過勤務手当など変動する手当は含まれない。

※年俸制の場合は、年俸額を理論年収とする。